

佐久市こども計画 骨子案

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と主旨

国の出生数の減少は予測を上回る速度で進行しており、喫緊の課題である人口減少に歯止めがかかっていません。令和5(2023)年の出生数は、統計開始以来最少の数字となる72万7,277人、合計特殊出生率は過去最低を更新する1.20となっています(厚生労働省人口動態統計)。また、長野県の出生数は1万1,125人、合計特殊出生率は1.34と、県においても過去最低となっています。

少子化については、特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われており、その主な要因は、若い世代の不安定な雇用環境・出会いの機会の減少とされています。また、子育てしづらい社会環境や、仕事と子育てを両立しにくい職場環境、子育ての経済的・精神的負担感等、子育て当事者を取りまく環境は厳しく、多くの問題を抱えています。

さらには、不登校、「ネットいじめ」の件数、児童虐待の相談対応件数がそれぞれ過去最多となり、子どもの貧困問題、ヤングケアラー、10～39歳の死因の1位が自殺であること等、こどもや若者、家庭をめぐる様々な課題が更に深刻化しています。また、こども・若者の自己肯定感や幸福感は低いことから、こども・若者のウェルビーイングの向上を図っていくことが求められています。

若い世代が将来に明るい希望を持てる社会をつくり、少子化・人口減少の流れを食い止めなければ、経済・社会システムを維持することは難しくなります。そのため、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまで、こうした状況を反転できるかどうかの分かれ目となっています。

少子化を反転させるため、国においては、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく各大綱により、各般の施策の充実に取り組むとともに、困難な状況にあるこどもや若者、子育て当事者への支援についても充実を図ってきましたが、令和5(2023)年4月に、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化対策社会基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

佐久市においても、令和2(2020)年度に「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」、「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

また、佐久市の地域性や風土を生かし、こどもが健やかに成長でき、子育て世代が安心してこどもを生み育てられる「こどもにとってより良い環境」の形成を目指すため、主にこどもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や公共空間の使い方などをまとめた「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を令和4(2022)年7月に策定するとともに、令和5(2023)年3月に「佐久市こどもの権利条例」を制定し、まち全体でこどもの健やかな成長を支え、こどもの最善の利益を尊重するまちづくりを進めていくこととしています。

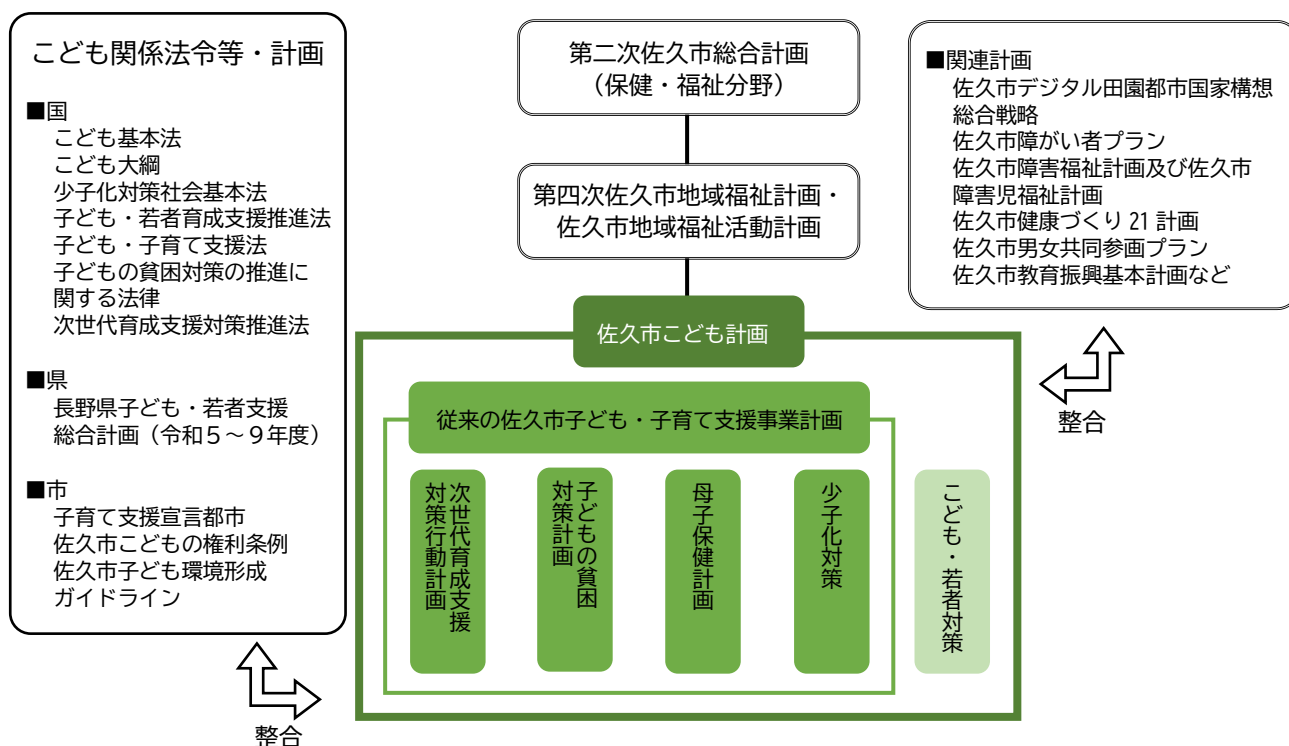
こうしたなか、令和6(2024)年度で市の子育て施策の基となる「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」が終了すること、令和5(2023)年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされていることから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする「佐久市こども計画」を、「第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定します。「佐久市こども計画」により、こども・若者と子育て当事者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことを目指します。

2 計画の性格と位置付け（こども基本法第十条第五項に基づく）

本計画は、「第二次佐久市総合計画」、「第四次佐久市地域福祉計画」を上位計画とし、保健・福祉分野の少子化対策・母子保健及び子育て支援・児童福祉等、こども・若者・子育て当事者への幅広い支援の中核をなす計画として位置付けられます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「佐久市子ども・子育て支援事業計画」、少子化社会対策基本法に基づく「少子化対策基本計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、「母子保健計画」を内包しています。

さらに、「佐久市障がい者プラン」、「佐久市健康づくり21計画」、「佐久市教育振興基本計画」等、関連する諸計画と整合を図り策定するものです。



こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」では、こども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指しています。

※「こども」の表記について

令和4(2022)年9月15日付内閣官房副長官補付子ども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」表記の推奨について(依頼)のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

特別な場合

1法令に根拠のある語を用いる場合

2固有名詞を用いる場合

3他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

3 計画期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合等、必要に応じて計画の見直しを行うことがあります。

4 計画の対象

佐久市内に在住、在学、在勤する全てのこども・若者と全ての子育て当事者を対象とします。

対象となるこども・若者に漏れがないよう、その定義については、こども基本法やこども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に記載された定義を佐久市としても適用します。

「こども」・「若者」の定義について

こども基本法第2条において「こども」は、「心身の発達の過程にある者」とされています。おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期(中学生年代からおおむね18歳まで)・青年期(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満、施策によってはポスト青年期の者も対象とする)の者とされています。

「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。(こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」より抜粋)

5 計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「持続可能な開発のため2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までによりよい世界を目指す国際目標です。

本市では、最上位計画に当たる「第二次佐久市総合計画」において、各分野における施策を実行することでSDGsの目標達成に貢献することとしています。

本計画においても、計画に掲げた取組を進めることで、目標達成に寄与します。

第2章 こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 統計から見る佐久市の状況

(作成中)

2 調査結果から見る子育ての現状

(1) 調査目的

こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画等を一体的に内包した佐久市こども計画(第三期佐久市子ども・子育て支援事業計画)を策定するに当たり、こどもや子育て家庭、若者など市民の意識と生活環境、子育てサービスの利用状況等を把握するとともに、これらの調査結果を分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象

就学前児童の保護者1,000名、就学児童の保護者500名、合計1,500名をニーズ調査の対象とした。

また、小学生500名、中高校生・若者世代等2,000名(中学生500名、高校生500名、18～22歳1,000名)、保護者500名、合計3,000名をこども計画策定のためのアンケート調査の対象とした。

(3) 調査方法

無作為抽出により調査票を郵送、回答方法は返信用封筒での返送又はインターネットでの回答

(4) 調査期間

令和6(2024)年3月21日(木)～令和6(2024)年4月26日(金)

(5) 回収票数

調査	対象者(人)	配布数(人)	回答数(人)	回答率(%)
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者	1,000	428	42.8
	就学児童の保護者	500	216	43.2
佐久市こども計画策定に係るアンケート	小学生	500	222	44.4
	中高生・若者世代	2,000	593	29.7
	小学生・中高生・若者の保護者	500	228	45.6

(6) 主なアンケート内容

調査内容	調査対象	主な調査項目
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査	就学前児童の保護者 就学児童の保護者	お子さんご家族の状況について、こどもの育ちをめぐる環境について、保護者の就労状況について、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について(未就学児童)、地域の子育て支援事業の利用状況について(未就学児童)、土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について(未就学児童)、病気の際の対応について、不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について、小学校就学後の放課後の過ごし方について(5歳以上の未就学児童・就学児童)、幼児教育・保育の無償化について(未就学児童)、職場の両立支援制度について(未就学児童)
佐久市こども計画策定に係るアンケート	小学生 中高生・若者世代	困難に直面した経験について、ヤングケアラーについて、あなたの気持ちや考えについて、情報の入手先について、こども・若者支援について、こどもや若者の意見について
	小学生・中高生・若者の保護者	世帯の状況について、お子さんの母親と父親について、家族の健康状態について、お子さんのことについて、あなたの世帯の暮らしの状況について、お子さんのことで相談することや場所について、こどもの権利について

(7) アンケート調査から見える課題

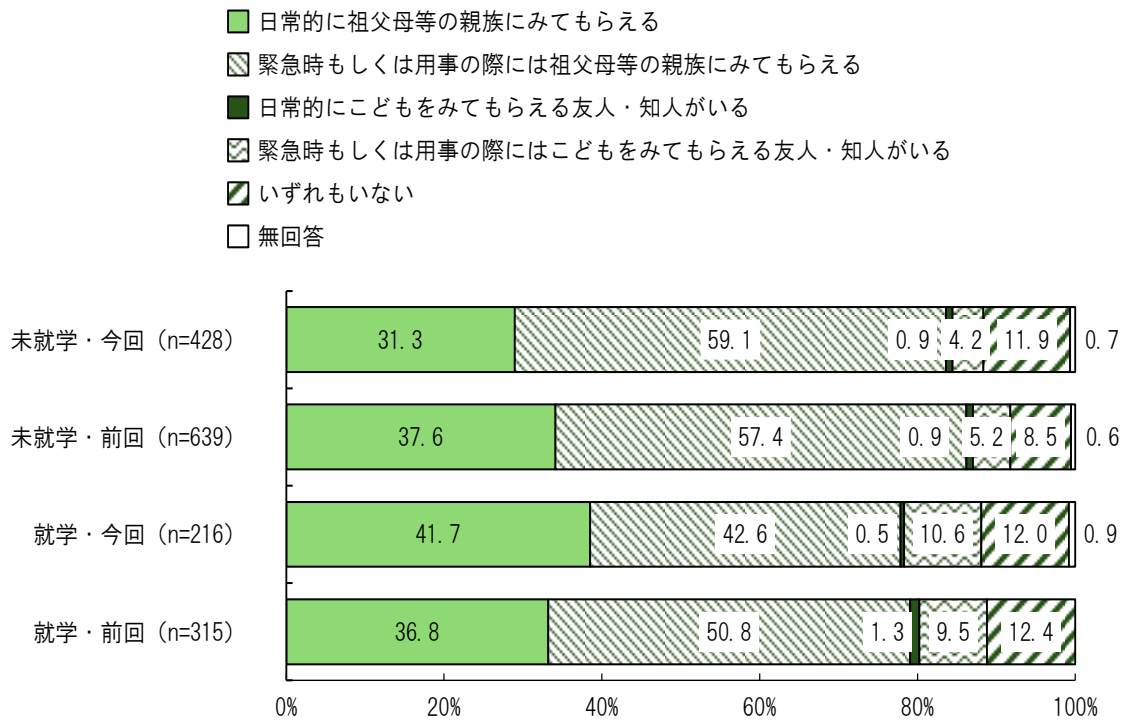
佐久市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

■こどもの育ちをめぐる環境

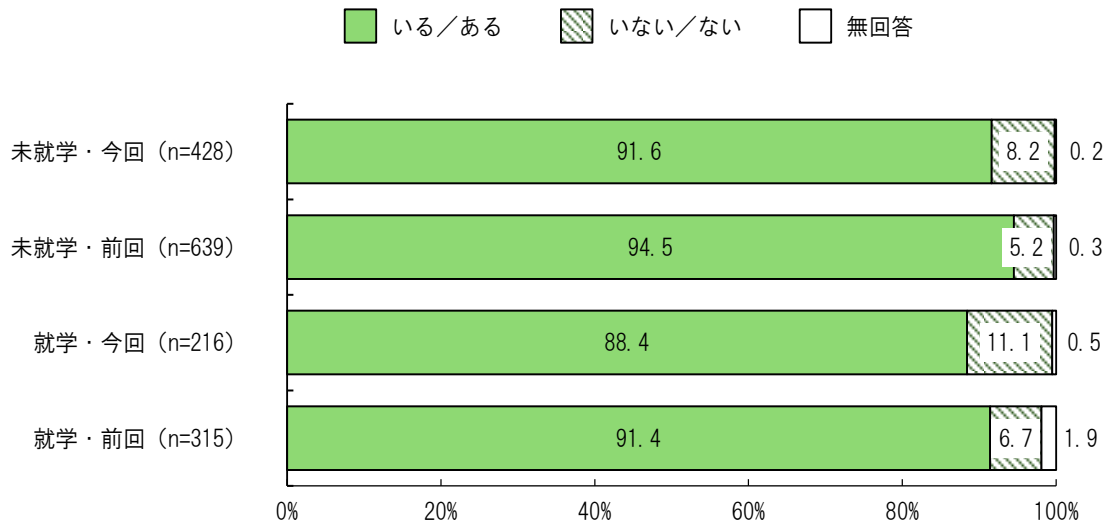
子育ての主な担い手・子育てに日常的に関わっている人・施設では、前回と変わらず「父母ともに」「母親」の回答割合が多く、両親が子育てをしていることがうかがえます。ただし、日ごろこどもを見てもらえる親族などは、「いずれもいない」と回答した人が一定数いることや、子育てする上で気軽に相談できる人または場所は「いる／ある」が、前回よりも減少していることから、サポートしやすい環境が必要です。

※前回：第二期子ども・子育て支援事業計画時調査(平成30年1月7日～1月21日実施)を指す。
今回：今回の調査 以降すべて同様

【日ごろ子どもを見てもらえる親族など】



【気軽に相談できる人または場所】

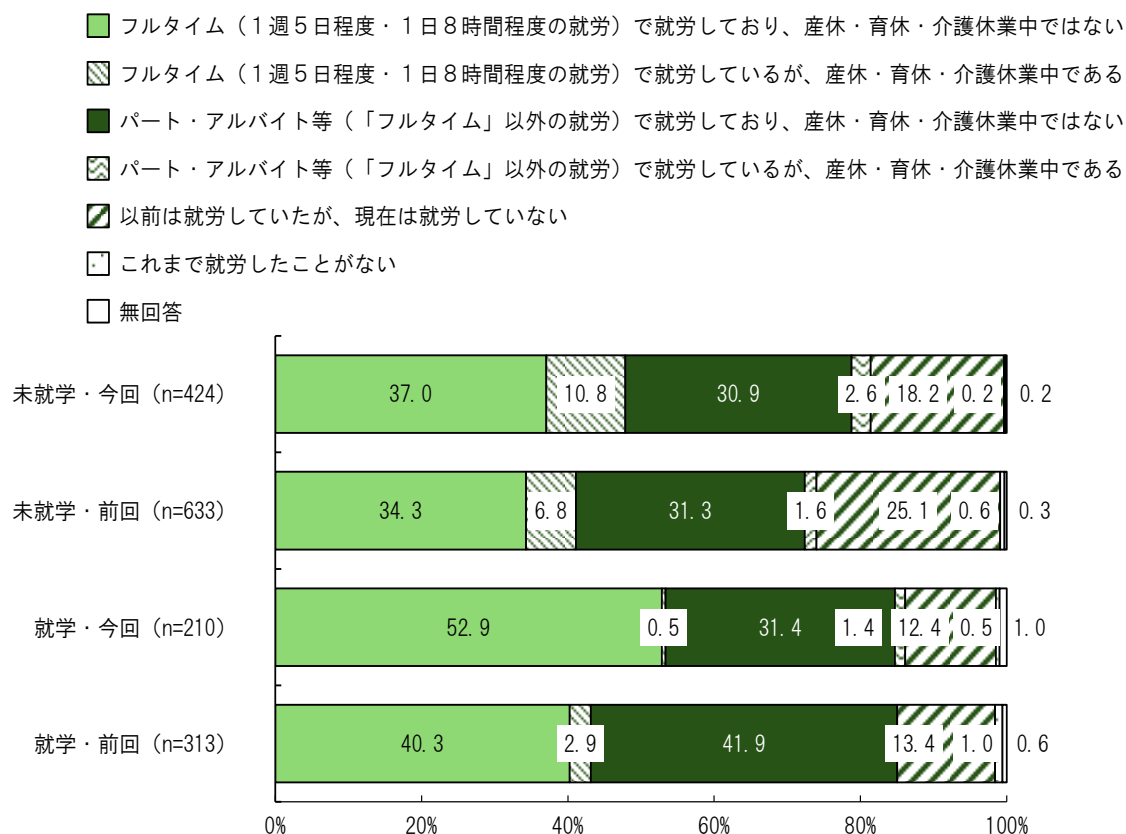


■保護者の就労状況

親(母親)の就労状況については、前回と比較して何らかの職に就いている方の割合が増えていることから、子育てをしながら働くことができる環境の整備がより一層求められます。

また、親(母親)が希望より早く復帰した理由については「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が増加していることから、経済的な負担を軽減できる取組の検討が求められます。

【親(母親)の就労状況の経年比較】

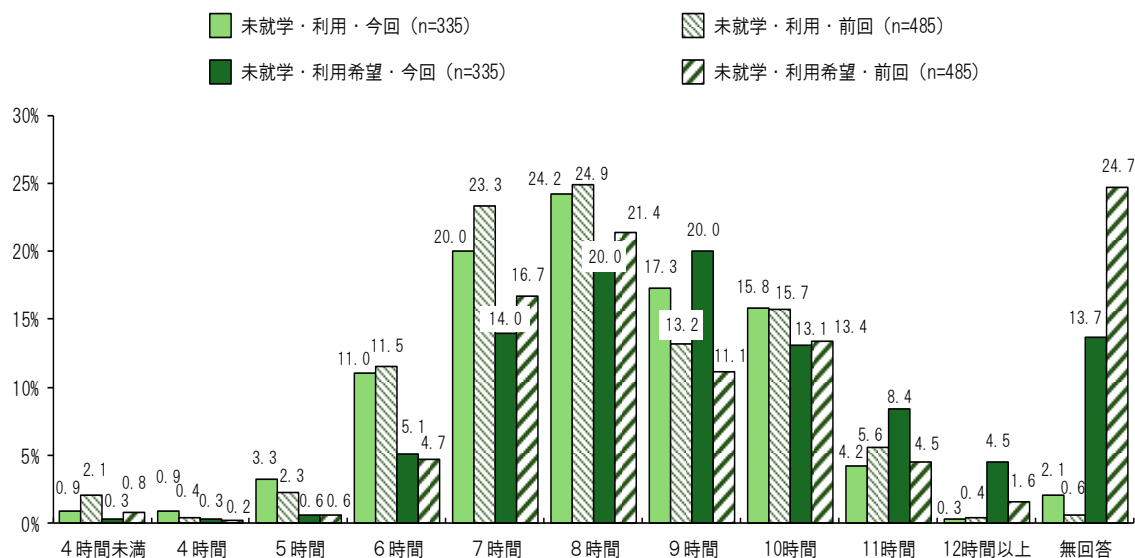


■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

利用している教育・保育事業では「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認可保育所」「認定こども園」が増加し、「小規模な保育施設」が増加しています。

現在の利用日数・希望する利用日数はともに5日以上が90%以上、現在の利用時間・希望する利用時間はともに6時間～8時間が5割を占めていますが、9時間～11時間は前回調査と比べて増加傾向にあり、長時間化する傾向が見られます。教育・保育事業を利用する理由は「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が80.9%(80.4%)と微増しており、就労の影響がうかがえます。

【現在の利用日数・希望する利用日数の経年比較】



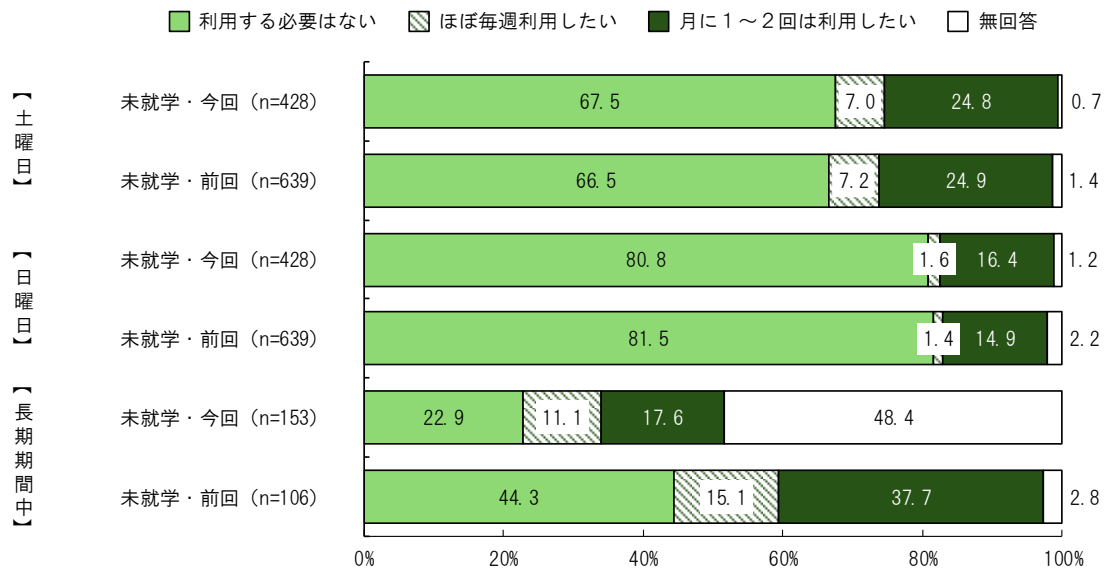
■定期的でない教育・保育事業の利用状況

土曜・日曜及び長期期間中の利用希望については、前回と比較して「利用する必要がない」が微増しています。この1年間で教育・保育事業を利用できなかった際の対応としては、前回と比較して「母親が休んだ」「父親が休んだ」といった両親が休んで対応することが増加しています。休んで対応した方の利用意向は「利用したい」が37.6%(34.1%)と微増しています。

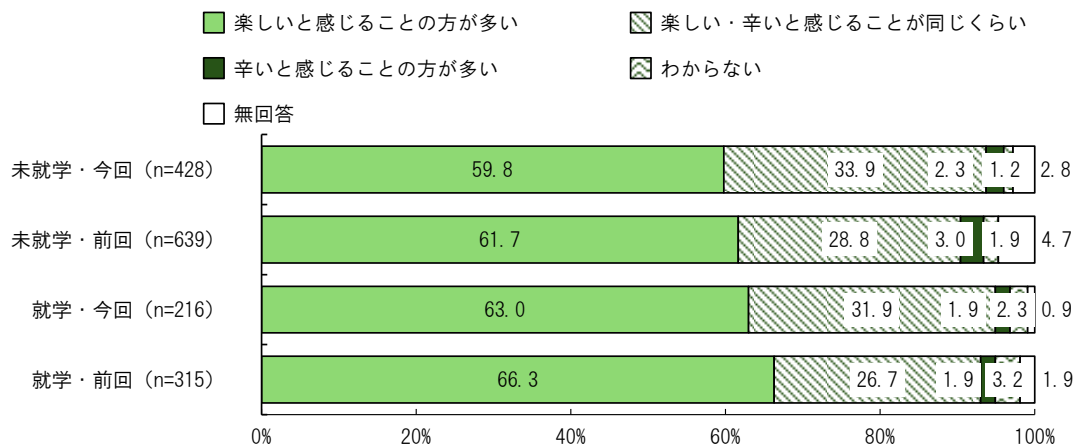
子育てをどのように感じているかについては、前回と比較して、就学児童・就学児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」が微減、「楽しい・辛いと感じることが同じくらい」が微増となっており、辛さを解消するために必要なことについては、「仕事と家庭生活の充実」が最も多くなっています。こうしたことから、必要な時に休むことなく働くことのできる環境づくりの支援や、保護者のリフレッシュ等にも利用できる支援を検討する必要があります。

また、佐久市における子育ての環境や支援の満足度については、“満足度が高い”層よりも“満足度が低い”層の割合が多くなっています。

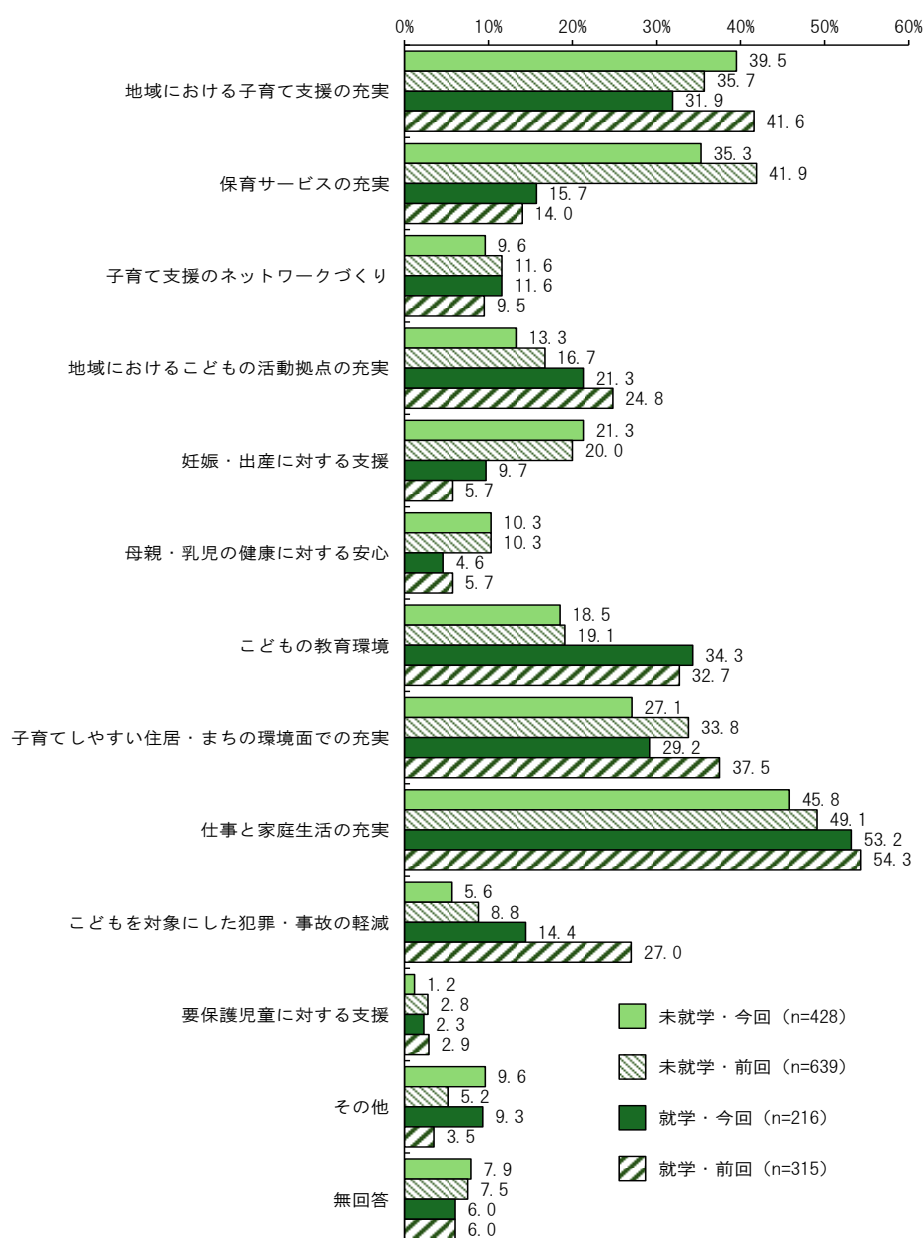
【土曜日・日曜日及び長期期間中の利用希望の経年比較】



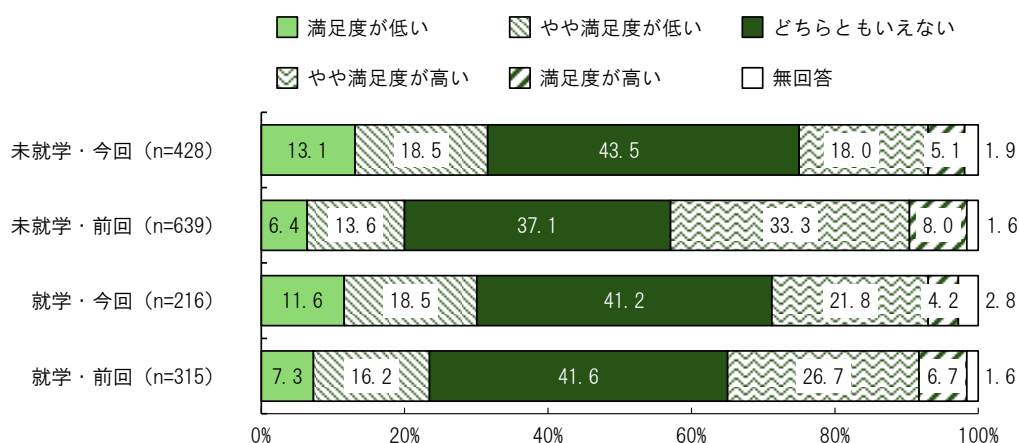
【子育てについてどのように感じるかの経年比較】



【子育ての辛さを解消するために必要なことの経年比較】



【佐久市における子育ての環境や支援の満足度の経年比較】

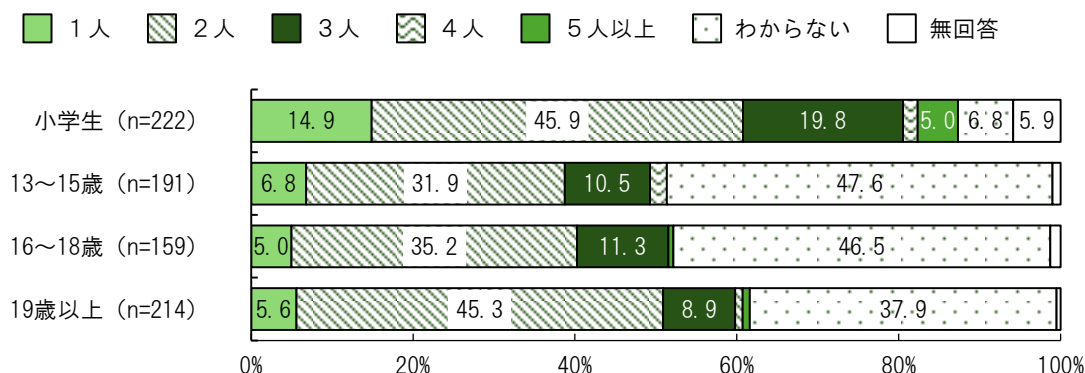


こども計画策定アンケート（小学生、中高生・若者）

■こども・若者が希望するこども数について

「将来ほしいこどもの数(理想のこどもの数)」については、小学生、中高生・若者ともに「2人」が最多となっています。これからの佐久市を担っていく人たちが、理想のこどもの数について心配することなく生活できるように、こども・若者への支援について取り組んでいく必要があります。

【将来ほしいこどもの数（理想のこどもの数）】



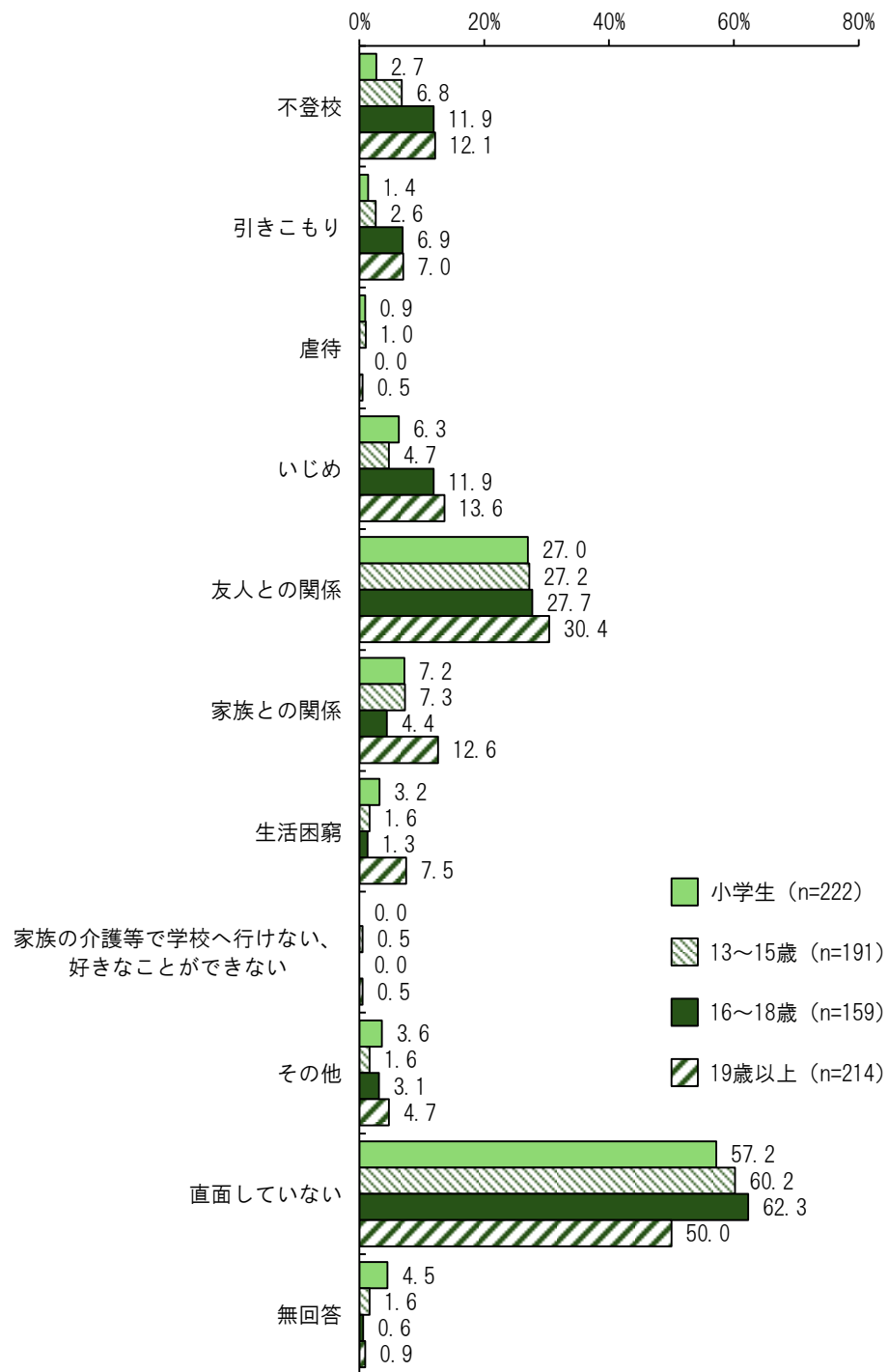
■こども・若者の困難に直面した経験について

これまでに直面した困難(これまでに悩んだり困ったりしたこと)については、小学生、中高生・若者ともに、「直面していない(悩んだり困ったりしたことはない)」が最多ですが、直面した困難では「友人との関係(友だちとの関係)」が最多です。また、中高生・若者では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験・状況については、「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」が合わせて約3割となっています。

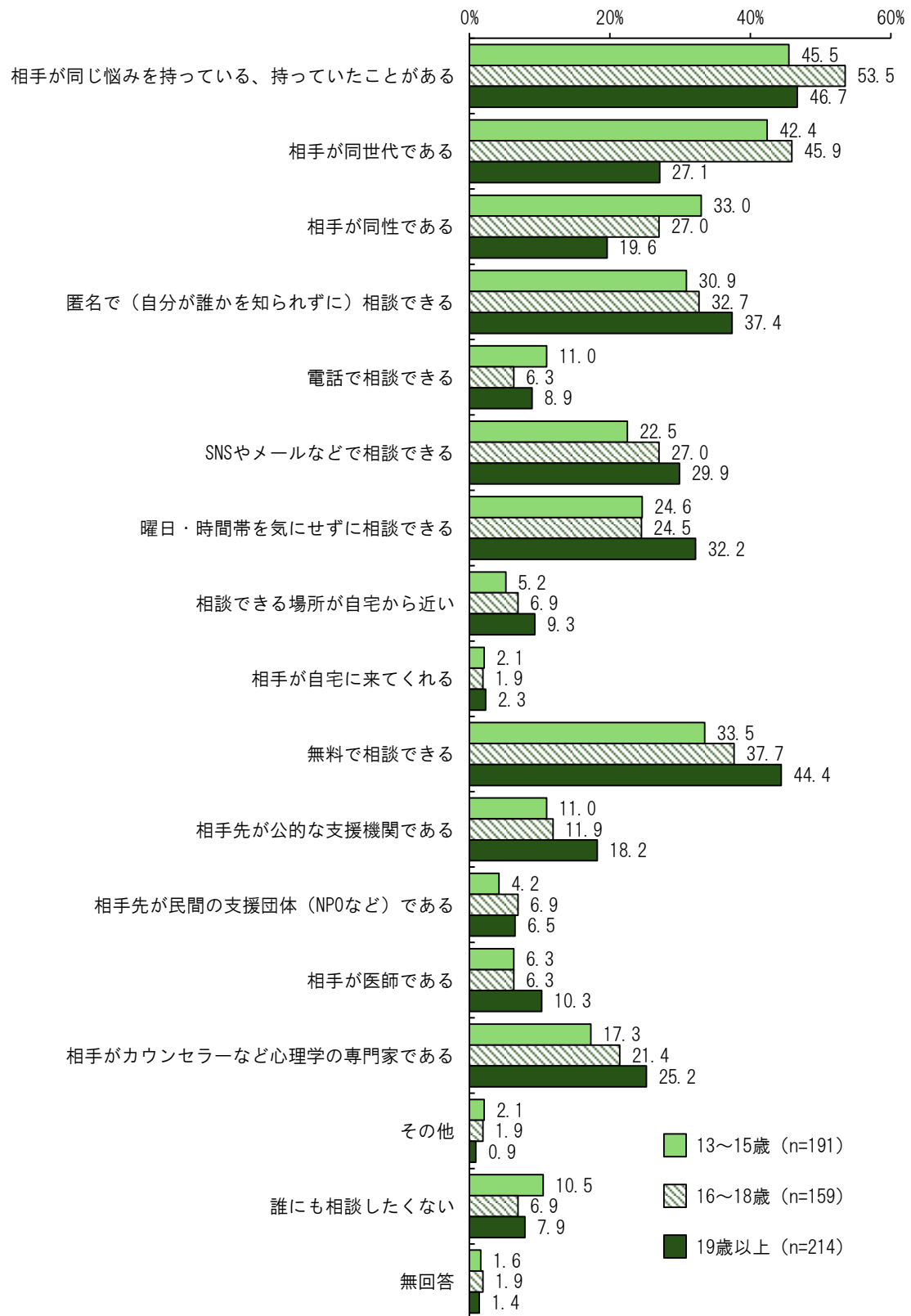
困難を乗り越えた方が役に立ったと回答した支援、また、まだ困難が続いている方で、今後必要な支援では、両方とも「家族や友人・知人への相談」が最も多くなっています。

家族や知り合い以外に相談したい相手では、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が最も多く、「無料で相談できる」「相手が同世代である」「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」「曜日・時間帯を気にせず相談できる」「SNSやメールなどで相談できる」等が続いています。困難に直面した際は、匿名でSNSなどを利用して気軽に相談ができるような場の構築の検討が求められます。

【これまでに直面した困難（これまでに悩んだり困ったりしたこと）】



【家族や知り合い以外で相談したい相手や場所】

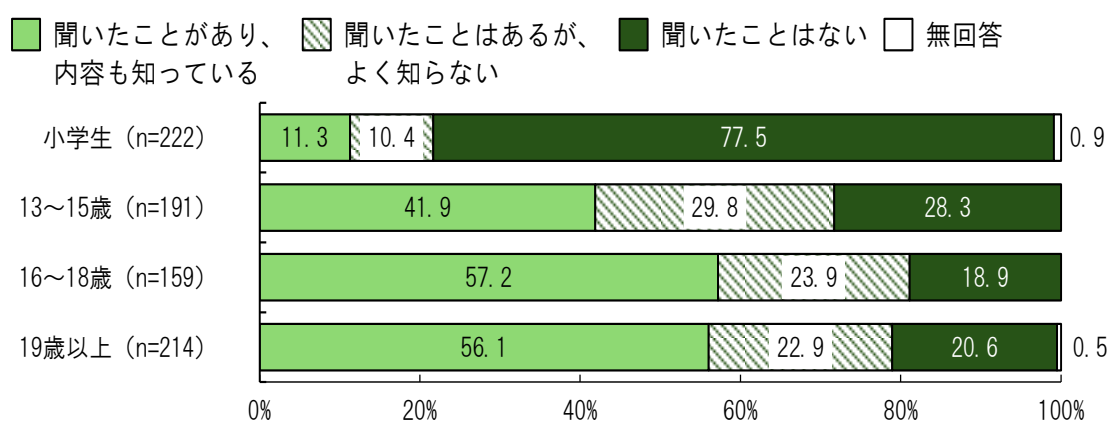


■ヤングケアラーについて

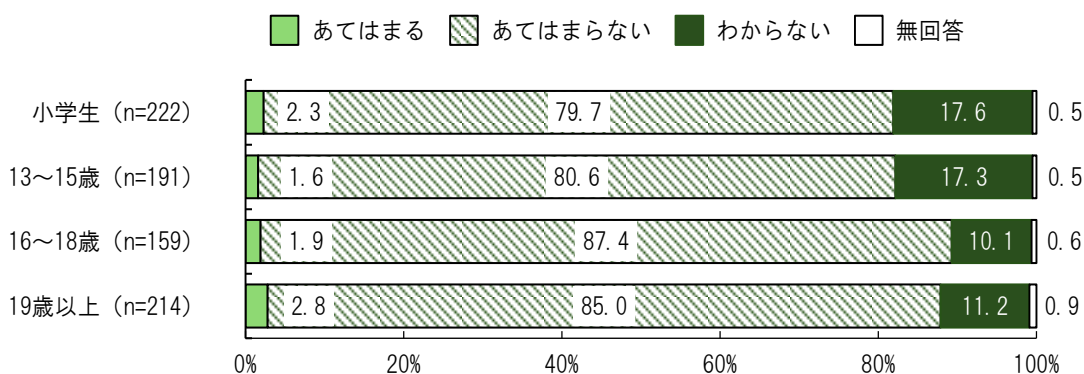
「ヤングケアラー」という言葉の認知度は、小学生では「聞いたことがない」が、中高生・若者では「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も多くなっている一方、「聞いたことはない」と「聞いたことはあるがよく知らない」と答えた方もと4割～5割をなっており、認知度が不足しています。「ヤングケアラー」にあてはまるかどうかについては、小学生、中高生・若者ともに「あてはまらない」が最も多くなっていますが、「わからない」も1割を超えています。

令和6年6月、ヤングケアラーの支援を強化するため「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行され、国・地方公共団体が支援に努めるべき対象に「ヤングケアラー」が明記されました。今後、ヤングケアラーへの適切な支援につなげるため、さらなる情報の周知による認知度の向上等が必要です。

【ヤングケアラーの認知度】



【ヤングケアラーにあてはまるかどうか】

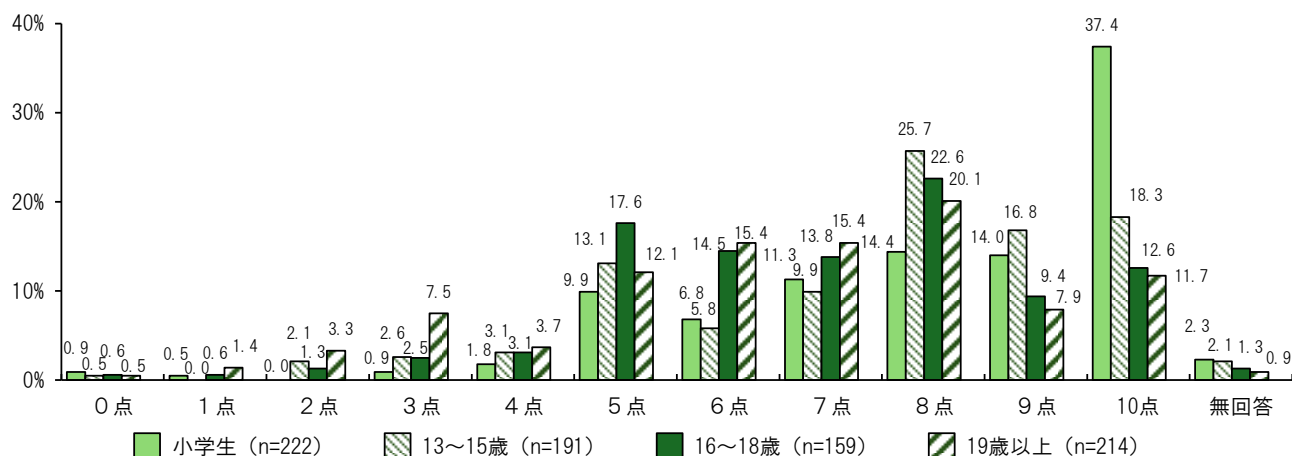


■こども・若者の気持ちや考えについて

最近の生活全般の満足度では、小学生の平均は8.12点、中学生の平均は7.49点、高校生の平均は7.25点、若者の平均は6.62点となっており、年齢が上がるにつれて満足度が下がっています。

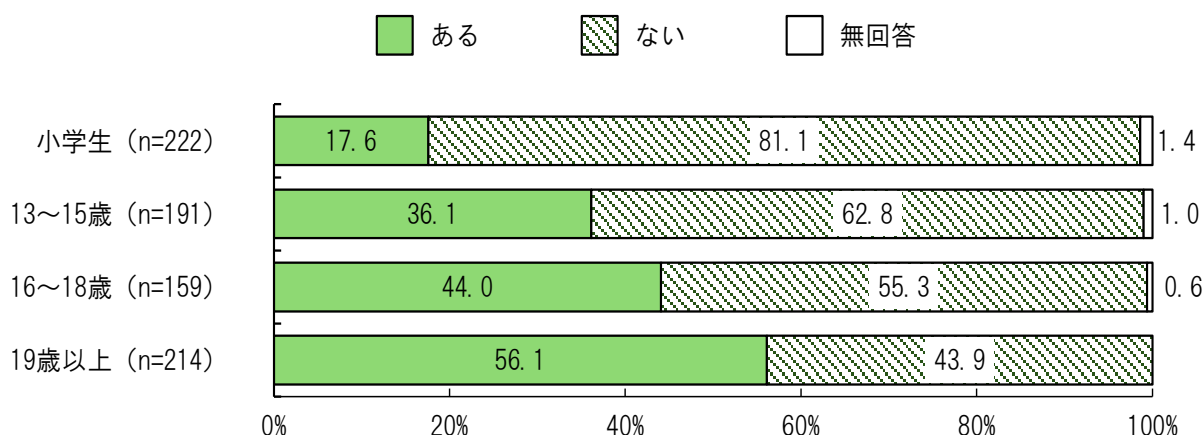
将来希望する夢や進路があるかについては、小学生では「あるし、叶えたい」が約8割ですが、中高生・若者では7割を切っています。

【最近の生活全般の満足度】



生きづらさを感じるかどうかでは、小学生では「ある」が17.6%ですが、19歳以上では5割近くとなり、年齢が上がるにつれてその割合も大きくなっています。

【生きづらさを感じるかどうか】



どの程度、孤独であると感じることがあるかでは、小学生では「しばしばある・常にある」と「時々ある」が合わせて1割強ですが、中高生・若者では23.1%と、約4人に1人が孤独を感じやすくなっています。

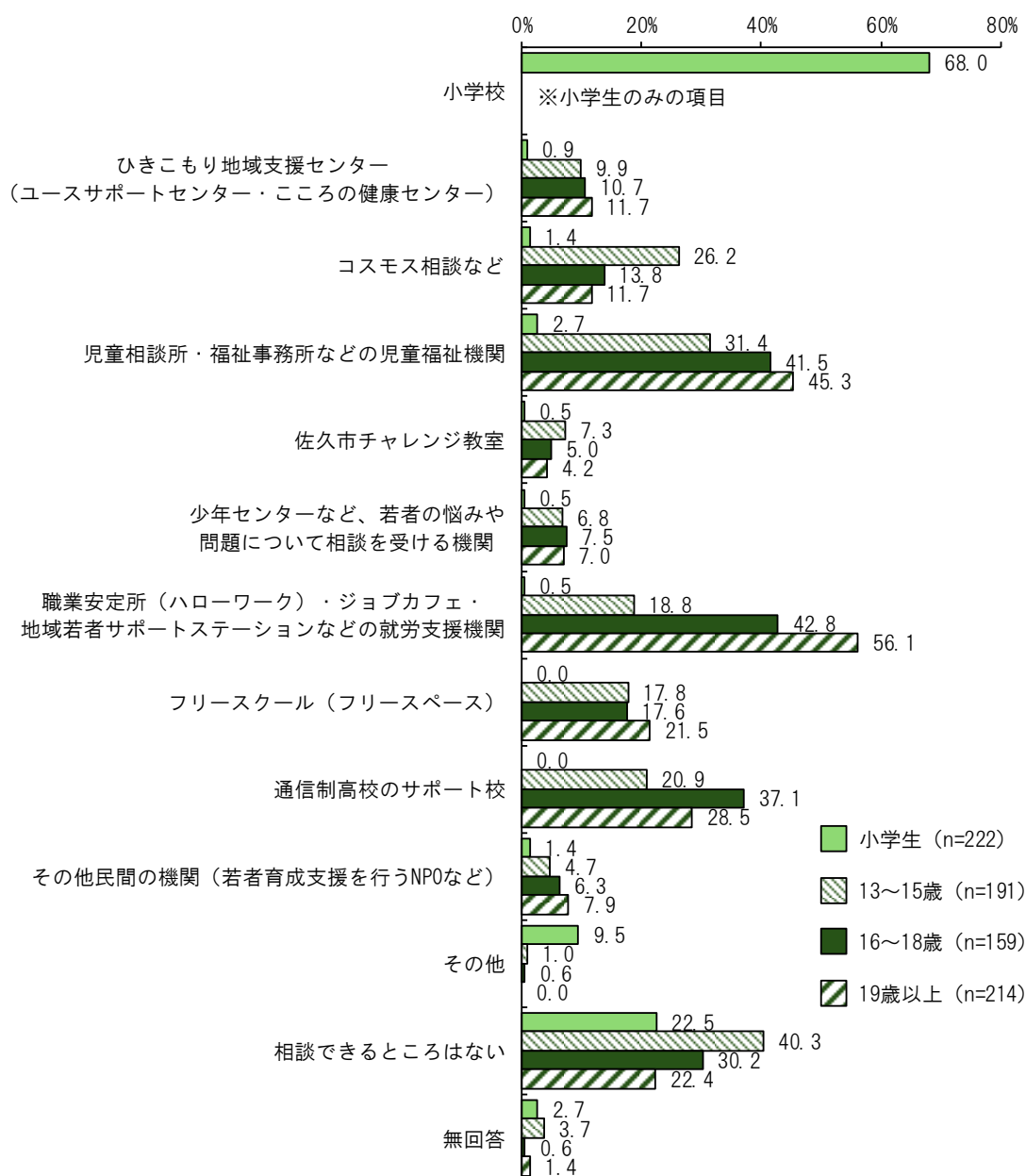
ふだん過ごす居場所としてある良い場所については、小学生・中高生・若者ともに「のんびりできる場所」が最も多くなっています。

小学生では、困ったことがあるときに親や友だち以外に直接相談できる場所として、「小学校」が最多ですが、「相談できる場所はない」がそのあとに続いています。また、中高生・若者では、こども・若者を対象とした育成支援機関等で知っているものとして、「児童相談所・福祉事務所などの児童福祉機関」「職業安定所・ジョブカフェ・地域若者サポートステーションなどの就労支援機関」が約4割となっていますが、「どれも知らない」は約3割となっています。

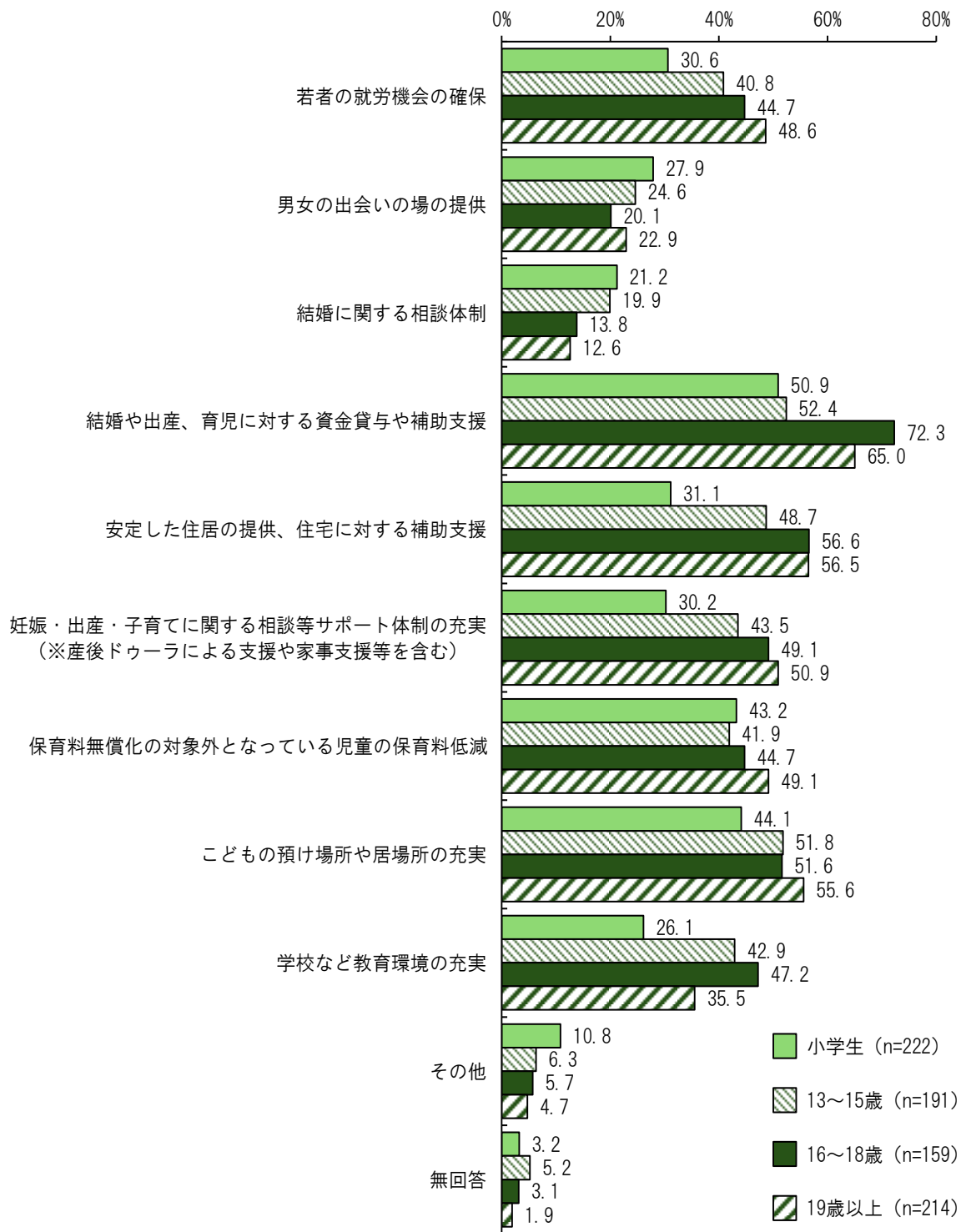
今後の少子化対策については、小学生、中高生・若者ともに「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援（結婚や出産、子育てに対するお金の支援）」「こどもの預け場所や居場所の充実（こどもの居場所を増やす）」「安定した住居の提供、住宅に関する補助支援」が多くなっています。

生きづらさや孤独の解消、将来に希望の持てる社会づくりにつながる施策や結婚等をしやすい援助を検討するとともに、こども・若者が過ごしやすい居場所づくりについても検討が求められます。

【困ったことがあるときに親や友だち以外に直接相談できる場所】



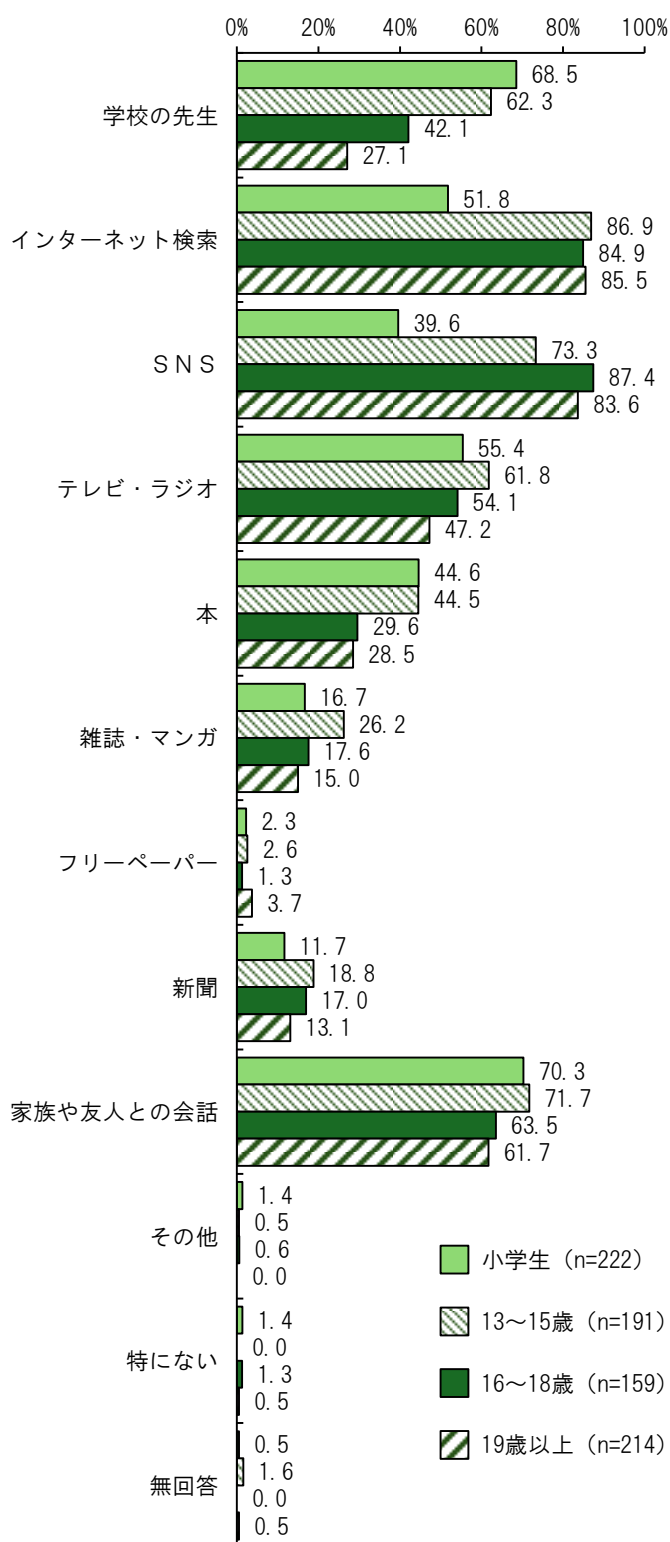
【今後の少子化対策について】



■こども・若者の情報の入手先について

知識や情報の入手先では、小学生では「家族や友人との会話」「小学校の先生」が多くなっていますが、中高生・若者では「インターネット検索」「SNS」が多くなっています。そのため、デジタルを活用した情報の効率的な周知施策の検討が必要です。

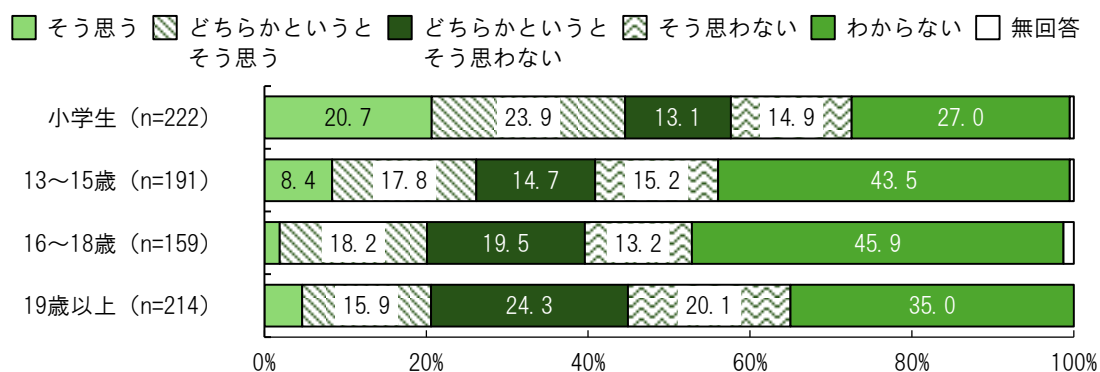
【情報の入手先について】



■こども・若者の意見について

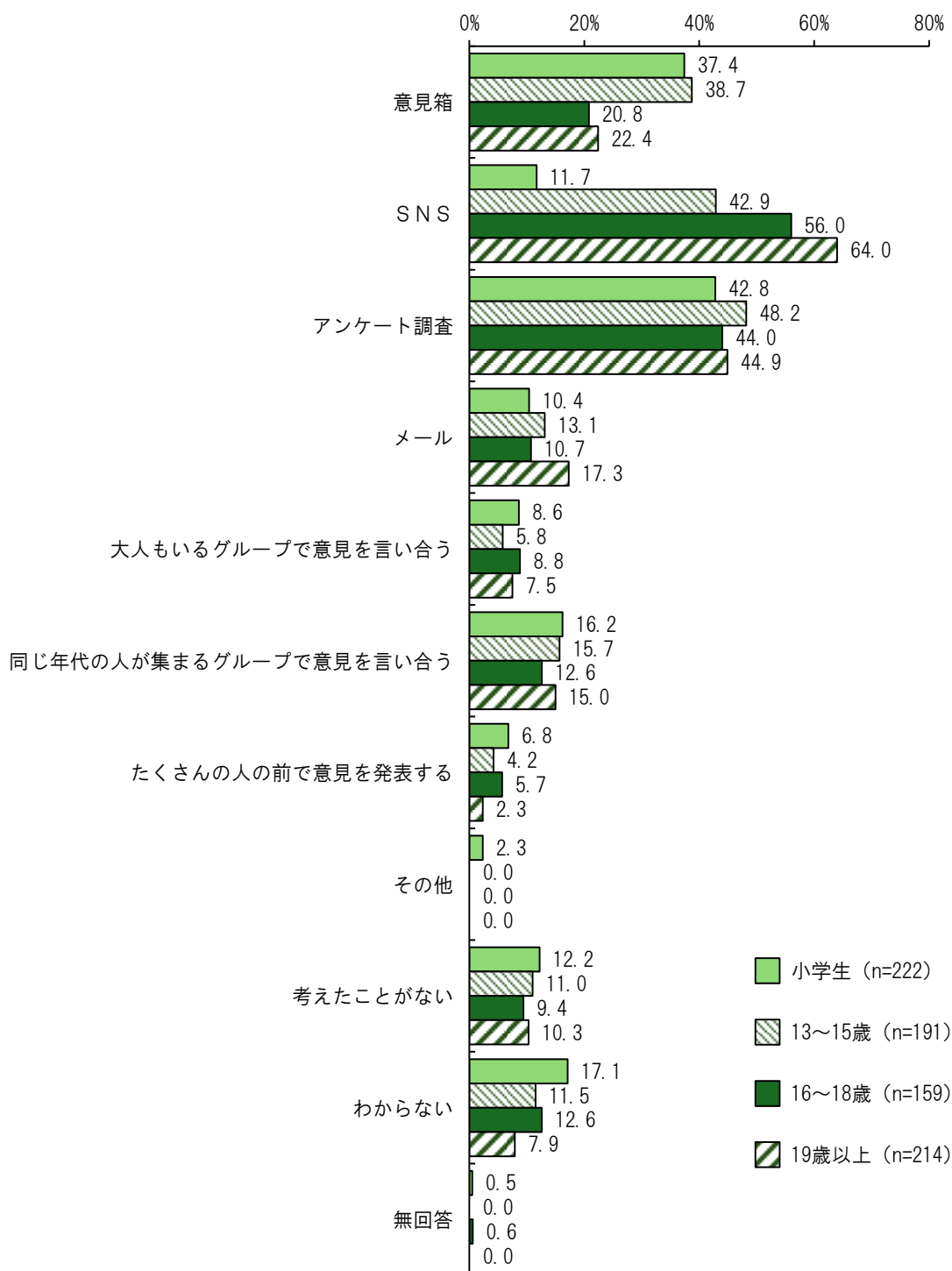
こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うかでは、小学生、中高生・若者ともに「わからない」が最も多くなっています。特に中高生・若者では、これに「そう思わない」と「どちらかというと思わない」を合わせた約8割が「意見を聞いてもらえる」と感じていない状況にあります。

【こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うか】



住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするために意見を言う方法では、小学生、中高生・若者ともに「アンケート調査」「意見箱」「同じ年代の人が集まるグループで意見を言い合う」が上位に上がっており、中高生・若者では「SNS」が最も多くなっています。こどもや若者からの幅広い意見収集方法の検討が必要です。

【住んでいるまちや身のまわりの生活などをより良くするために意見を言う方法】



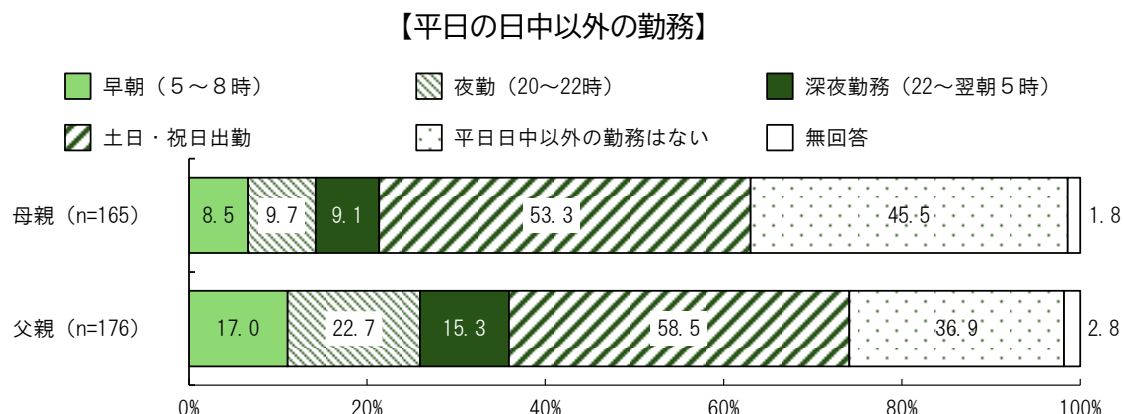
こども計画策定アンケート(保護者調査)

■母親と父親について

母親の就業形態については、「正社員・正規職員・会社役員」と「パート・アルバイト」合わせて、父親の就業形態では「正社員・正規職員・会社役員」で8割を超えています。

平日の日中以外の勤務については、母親・父親ともに「土日・祝日出勤」が5割を超えています。

働いている母親が増えていることから、働きやすさや休みやすさを確保できるような施策を検討することが求められます。



■お子さんについて

こどもの体験・経験について経済的な理由でしていない項目は少なくなっています。

こどもの進学については「大学・大学院まで」が約半数で最も多くなっている一方、「わからない」も3割を超えています。

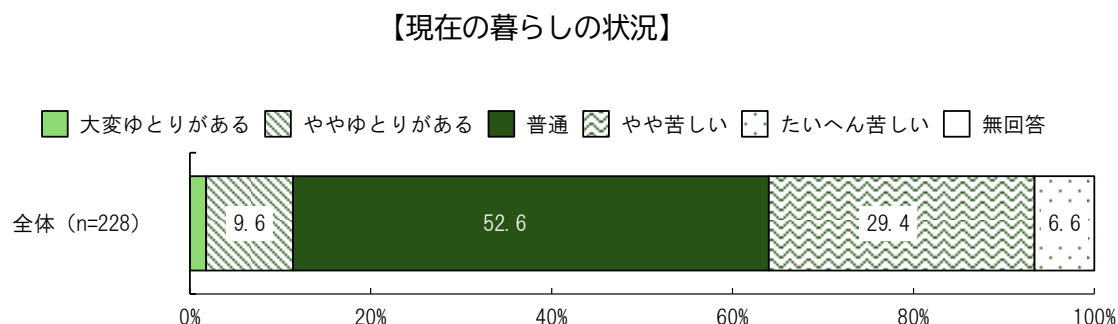
■世帯の暮らしの状況について

現在の暮らしの状況では、「普通」が52.6%と最も多く、「やや苦しい」29.4%と「大変苦しい」6.6%を合わせた『苦しい』が3割を超えています。

お金が足りなくて必要な食料や衣料品を買えなかったかについては「よくあった」と「ときどきあった」が合わせて1割を超えています。

過去1年間の滞納や未払いについては、いずれの項目においても「あった」は1割を切っています。

こどもの体験・経験を経済的な理由で阻害したり、滞納や未払い等の経済的な困窮は少ない状況にありますが、暮らしの状況を苦しいと感じる子育て世帯への支援については検討する必要があると考えられます。



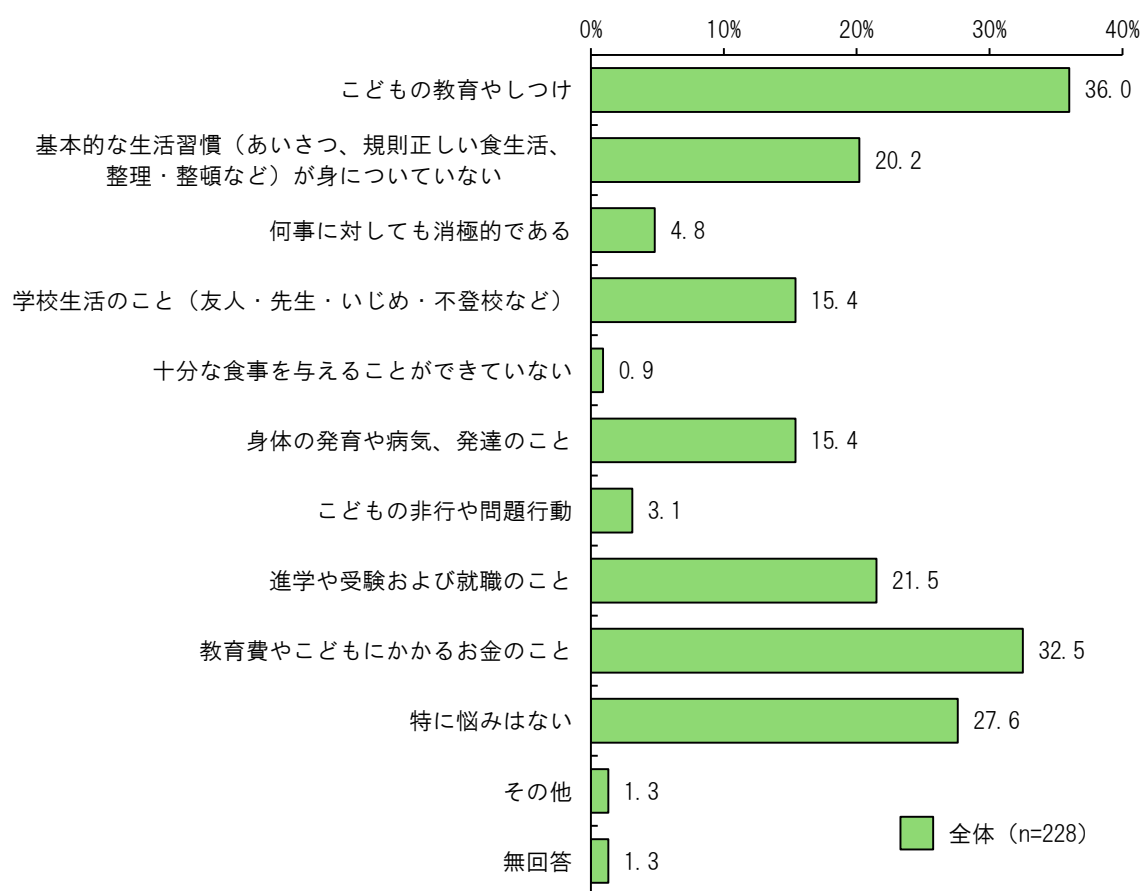
■お子さんのことで相談することや場所について

公的制度や相談機関、支援サービスの利用状況については、「児童扶養手当」「生活保護」「就学援助」以外については、「制度を知らない」が最も多くなっています。

子育てをする上での相談相手の有無については、「相談相手がいる」が9割を超えており、相談する相手・相談したい相手は「親・親族」「配偶者・パートナー」「友人・知人」と続いています。

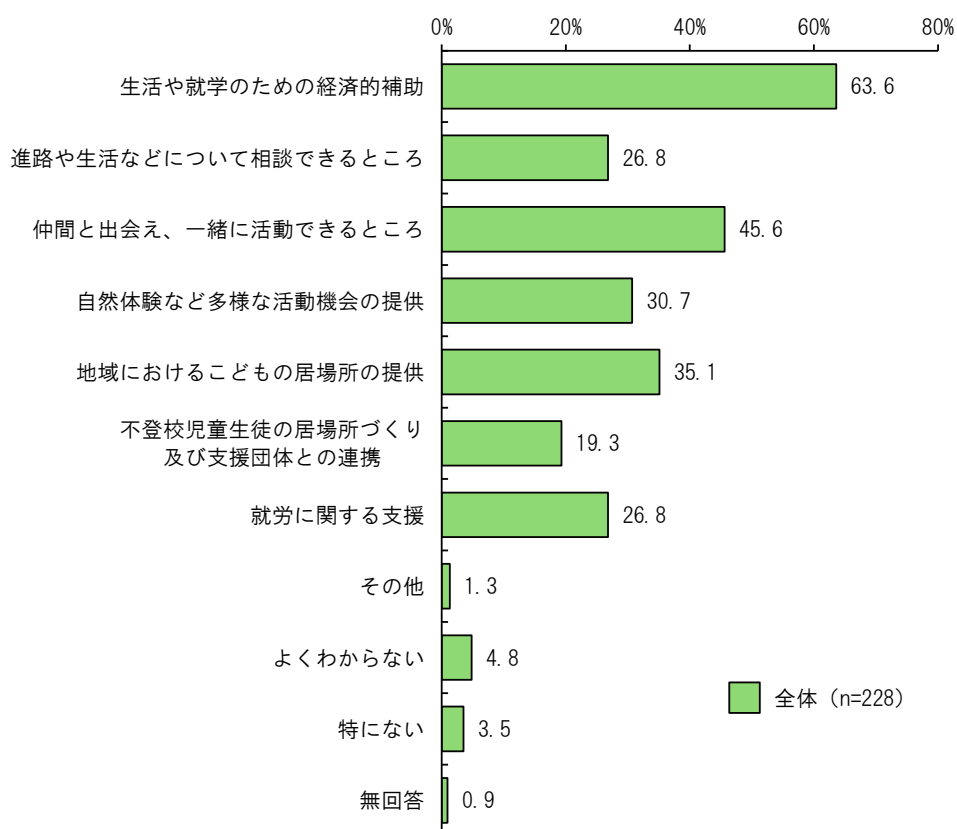
こどものことについて現在悩んでいることについては、「こどもの教育やしつけ」が最も多く、「教育費や子どもにかかるお金のこと」「進学や受験および就職のこと」が続いています。

【こどものことについて現在悩んでいること】

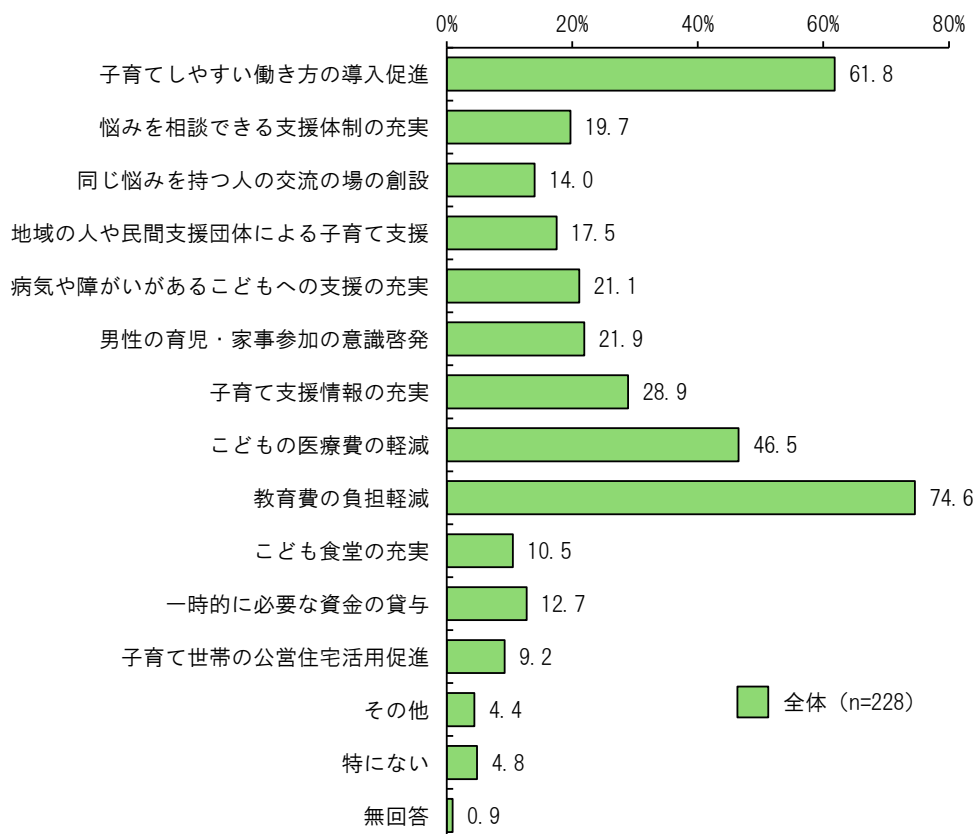


子どもにとって現在または将来的にあるとよい支援については、「生活や就学のための経済的補助」が6割を超えています。また、今後充実を希望する子育て支援サービスでは「教育費の負担軽減」「子育てしやすい働き方の導入促進」「こどもの医療費の軽減」が多くなっています。

【こどもにとって現在または将来的にあるとよい支援】



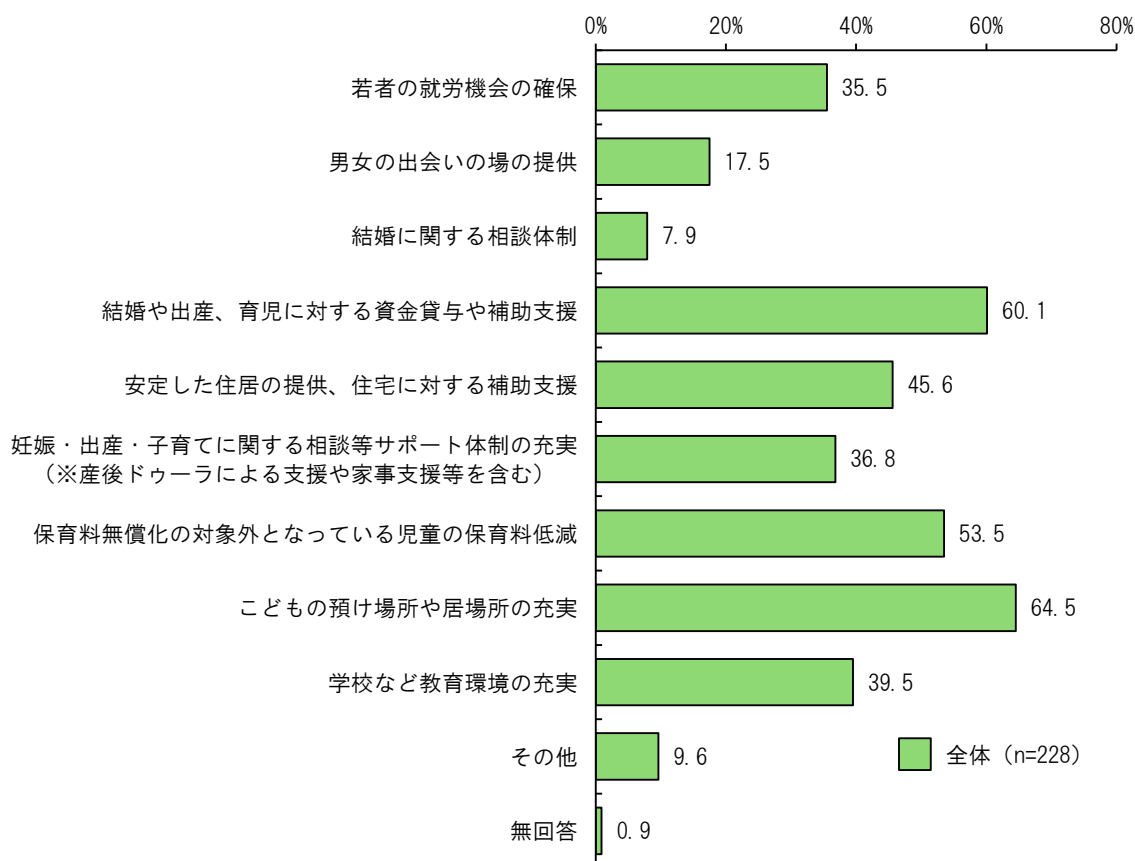
【今後充実を希望する子育て支援サービス】



今後有効と思われる少子化対策については、「こどもの預け場所や居場所の充実」「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」「保育料無償化の対象外となっている児童の保育料低減」が多くなっています。

子育て世帯が経済的なことで悩むことがなく、子育てがしやすい環境づくりが求められます。

【今後有効と思われる少子化対策】



■こども・若者の権利について

「こども基本法」「こどもの権利条約」「佐久市こどもの権利条例」の認知度については、はいずれも「聞いたことがない・知らない」が最も多くなっています。また、こどもの権利条約の4つの原則の認知度についても、いずれも「聞いたことがない・知らない」が最も多くなっています。

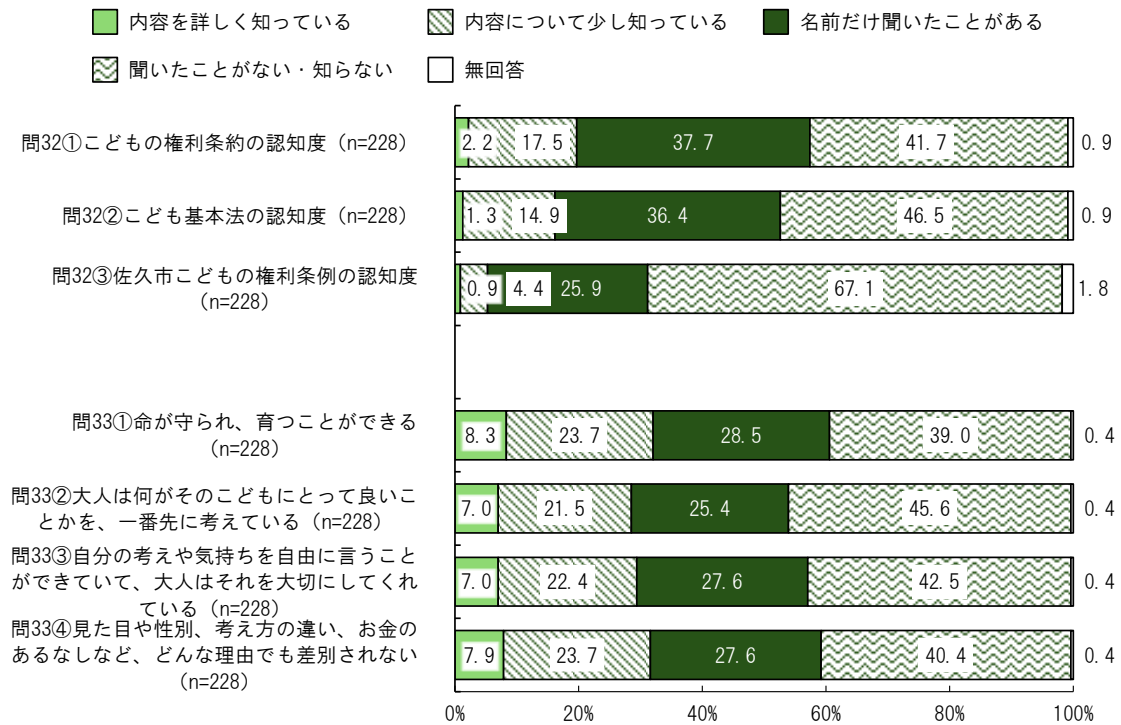
大人がこどもの権利を理解し尊重するためにあるとよい取り組みについては、「親子で参加できるイベント」「SNSの発信」「広報・ホームページでの啓発」が多くなっています。

オレンジリボンの認知度については、「初めて知った」が66.7%と最も多くなっています。

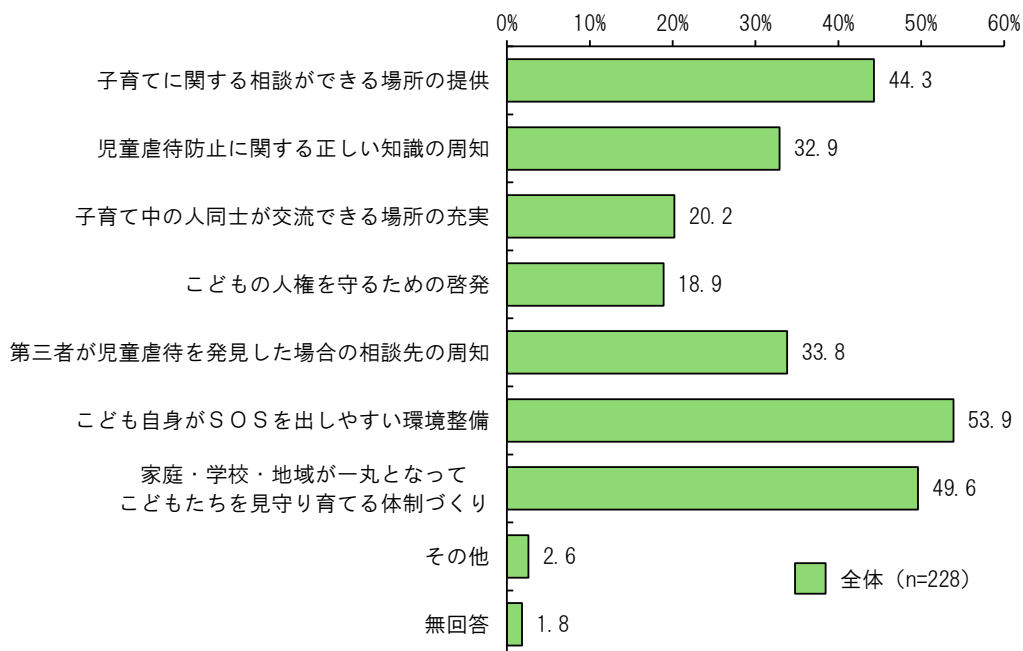
市が最も力を入れるべきことについては、「こども自身がSOSを出しやすい環境整備」「家庭・学校・地域が一丸となってこどもたちを見守り育てる体制づくり」「子育てに関する相談ができる場所の提供」が多くなっています。

こどもの権利や児童虐待についてデジタルを活用した効率的な情報の周知に関する施策を検討するとともに、認知度向上のための適切な情報提供の充実が必要です。

【こども基本法等の認知度、こどもの権利条約の4つの原則の認知度】



【市が最も力を入れるべきこと】



(8) アンケート調査における本市の現状

アンケート調査を実施し、こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標として掲げられている項目について、本市の現状値を下表にまとめました。下線の項目について国の現状値より低く、施策等の検討により改善が求められます。

項目	目標	国	佐久市				
		現状	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 出典:こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」	70%	15.7% 2023年	27.5%	25.1%	<u>14.5%</u>	17.3%	15.8%
「生活に満足している」と思うこどもの割合(7点以上の割合) 出典:OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」	70%	60.8% 2022年	77.0%	70.7%	<u>58.5%</u>	<u>55.1%</u>	—
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ) 出典:こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」	70%	60.0% 2022年	80.6%	72.8%	67.3%	75.2%	—
社会的スキルを身につけているこどもの割合(すぐに友だちができる) 出典:OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」	80%	74.2% 2022年	82.0%	<u>66.0%</u>	<u>59.7%</u>	<u>61.7%</u>	—
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合 出典:こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」	90%	84.1% 2022年	85.6%	86.9%	<u>76.7%</u>	<u>81.3%</u>	—
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合 出典:こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」	現状維持	97.1% 2022年	99.1%	100.0%	99.4%	99.1%	—
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合 出典:こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」	70%	51.5% 2022年	—	73.3%	69.2%	60.3%	—

		国	佐久市				
項目	目標	現状	小学生	中学生	高校生	若者	保護者
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 出典:こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」	70%	20.3% 2023年	44.6%	26.2%	<u>20.1%</u>	20.6%	—
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合 出典:こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」	80%	66.4% 2022年	89.2%	82.2%	69.8%	66.4%	—
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合(佐久市の将来) 出典:こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」	55%	31.0% 2018年	61.7%	46.6%	37.7%	43.5%	—
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 出典:こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」	70%	27.8% 2023年	—	—	—	—	<u>27.2%</u>
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 出典:国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成	90%	83.1% 2022年	—	—	—	—	<u>80.3%</u>

※割合の算出はこども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を参照しています。

※項目ごと対象の年齢が限定されています。

3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容

(2) 量の見込みと確保の方策

ア 教育・保育等の質の確保及び向上（教育・保育事業）

イ 多様な子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業）

(3) こどもと子育て家庭の健康づくり（地域子ども・子育て支援事業）

4 こども・子育てにかかる課題

アンケート調査結果やこれまで取り組んできた「第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画」の施策を踏まえ、主として以下の4つの課題をまとめました。

【こども・若者の権利の周知】

こども・若者の権利に関する法令等やその内容の認知度が低いため、普及啓発、適切な情報提供方法を検討する必要があります。

【こども・若者の安心の確保】

市が最も力を入れるべきこととして「こども・若者自身がSOSを出しやすい環境整備」が求められており、こども政策に関して意見を聞いてもらえると感じていないこども・若者が多いことから、声を上げやすい環境づくりと、幅広い意見収集の方法も併せて検討する必要があります。

また、居場所を充実させることにより孤独を感じるこども・若者の割合を減らし、気軽に相談できる環境づくりをより一層推進していく必要があります。

【こども・若者の生きづらさの緩和】

生きづらさを感じるかについて、小学生では「ある」が17.6%ですが、19歳以上では5割近くとなり、年齢が上がるにつれてその割合も大きくなっています。生きづらさを緩和する施策をより一層推進していく必要があります。

また、支援の対象として法に明記されたヤングケアラーへの適切な支援につなげるため、さらなる情報の周知が必要です。

加えて、こども・若者が結婚等をしやすくする施策や、子育て当事者も含め、将来に希望のもてる施策を一層推進していく必要があります。

【子育て当事者への支援】

既に市が行っている子育て当事者の負担を軽減する教育・生活・就労・経済的な支援等を充実させ、子育てしやすいまちづくりをより一層推進していく必要があります。同時に子育て当事者をサポートしやすい環境づくりを進め、気軽に相談できる人または場所を増やし、負担軽減を図ることが必要です。

また、引き続き仕事と家庭生活が両立できるような教育・保育事業を充実させるとともに、就業している親（母親）が増えていることから、子育てしながら働きやすい環境の整備をより一層推進していく必要があります。

加えて、子育て当事者の就業時間が長時間化していることもあり、定期的な教育・保育の長時間の利用時間に対応できるよう、さらなる保育士の確保と施設への支援を検討する必要があります。

第3章 計画の基本的な方針

1 基本理念

こどもまんなか快適健康都市の実現

本計画では、市の魅力・強みである健康づくりの特色を生かしつつ、こども大綱が目指すこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現します。

「こどもまんなか社会」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、こども・若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であります。

また、「こどもまんなか社会」の実現により、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。こども・若者、子育て当事者の社会的価値が創造され、その幸福が高まり、快適で健康だと感じる快適健康都市につながります。

2 基本方針

こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

3 施策の体系

基本理念	重要事項	基本目標	施策の方向性
こどもまんなか快適健康都市の実現	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項	1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進	・こども・若者の権利に関する理解促進 ・こども・若者の社会参加促進 ・こども・若者の意見を表明する機会の確保 等
		2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現	・こども・若者の居場所づくり ・体験活動等の機会創出 等
		3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保	・当事者が必要としている支援への繋がりサポート ・成育医療等に関する正しい知識の普及啓発 ・母子保健の推進 等
		4 こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人一人の豊かな人生の実現	・こども・若者の貧困対策 等
		5 障がいのあるこども・若者等への支援による将来の自立や社会参加の実現	・障がいのあるこども・若者等への支援 ・医療的ケアが必要なこども・若者への支援 等
		6 こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現	・生きづらさを抱えたこども・若者の支援 ・こども・若者虐待防止の推進 ・ヤングケアラー等への支援 等
		7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現	・自殺対策の推進 ・災害や犯罪被害等から守る仕組みづくり 等
	Ⅱ 別の重要事項 ライフステージ	1 こどもの誕生前から幼児期までこどもの将来にわたる幸せの実現	Ⅰ ライフステージを通じた重要事項とⅢ子育て当事者への支援に関する重要事項での施策の方向性を中心に掲載
		2 学童期・思春期 自己肯定感を高めた成長の実現	
		3 青年期 自己の価値観や生き方の確立支援	
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現	・教育・保育環境の充実 ・経済的支援の充実 ・仕事と家庭生活の充実支援 ・相談体制の充実 等
		2 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現	
		3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する社会づくり	
		4 ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保	

(参考) 第二期佐久市子ども・子育て支援事業計画における基本目標と基本施策

基本理念	基本目標	基本施策
安心して子どもを生み、育てることができるやさしい都市づくり	1 幼児期の教育・保育等の質の確保及び向上	1-1 教育・保育施設、地域型保育事業等の計画的整備
		1-2 教育・保育の一体的提供・推進
		1-3 教育・保育の質の向上
	2 多様な子育て支援サービス	2-1 多様な子育て支援サービス
		2-2 子どもの居場所づくり
		2-3 子育て相談・情報提供
		2-4 経済的支援
		2-5 地域の子育て力向上のための支援
	3 子どもと子育て家庭の健康づくり	3-1 母子保健の推進
		3-2 小児医療等の提供
	4 仕事と子育ての両立支援	4-1 仕事と生活の調和のための働き方の見直し
		4-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	5 配慮を要する子ども・子育て家庭への支援	5-1 児童虐待防止対策
		5-2 ひとり親家庭等の自立支援
		5-3 障がい児支援
		5-4 子どもの貧困対策

第4章 施策の展開

I ライフステージを通じた重要事項

- 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等によるこどもの権利に関する理解促進
- 2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを通じた生涯にわたる幸せの実現
 - ・遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着
 - ・こども・若者まんなかまちづくり
 - ・こども・若者が活躍できる機会づくり
 - ・こども・若者の可能性を広げていくための男女の格差の解消
- 3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供による当事者が必要な支援の確保
 - ・成育医療等に関する研究や相談支援等
 - ・慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援
- 4 こども・若者の貧困対策による貧困の解消、一人一人の豊かな人生の実現
- 5 障がいのあるこども・若者等への支援による将来の自立や社会参加の実現
- 6 こども・若者虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援を通じた当事者の困難な状況からの脱却の実現
 - ・こども・若者虐待防止対策等の更なる強化
 - ・社会的擁護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ・ヤングケアラーへの支援
- 7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組による安心・安全な社会の実現
 - ・こども・若者の自殺対策
 - ・こども・若者が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
 - ・こども・若者の性犯罪・性暴力対策
 - ・犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備
 - ・非行防止と自立支援

II ライフステージ別の重要事項

1 こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたる幸せの実現

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

2 学童期・思春期

自己肯定感を高めた成長の実現

- ・こども・若者が安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援 等

3 青年期

自己の価値観や生き方の確立支援

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

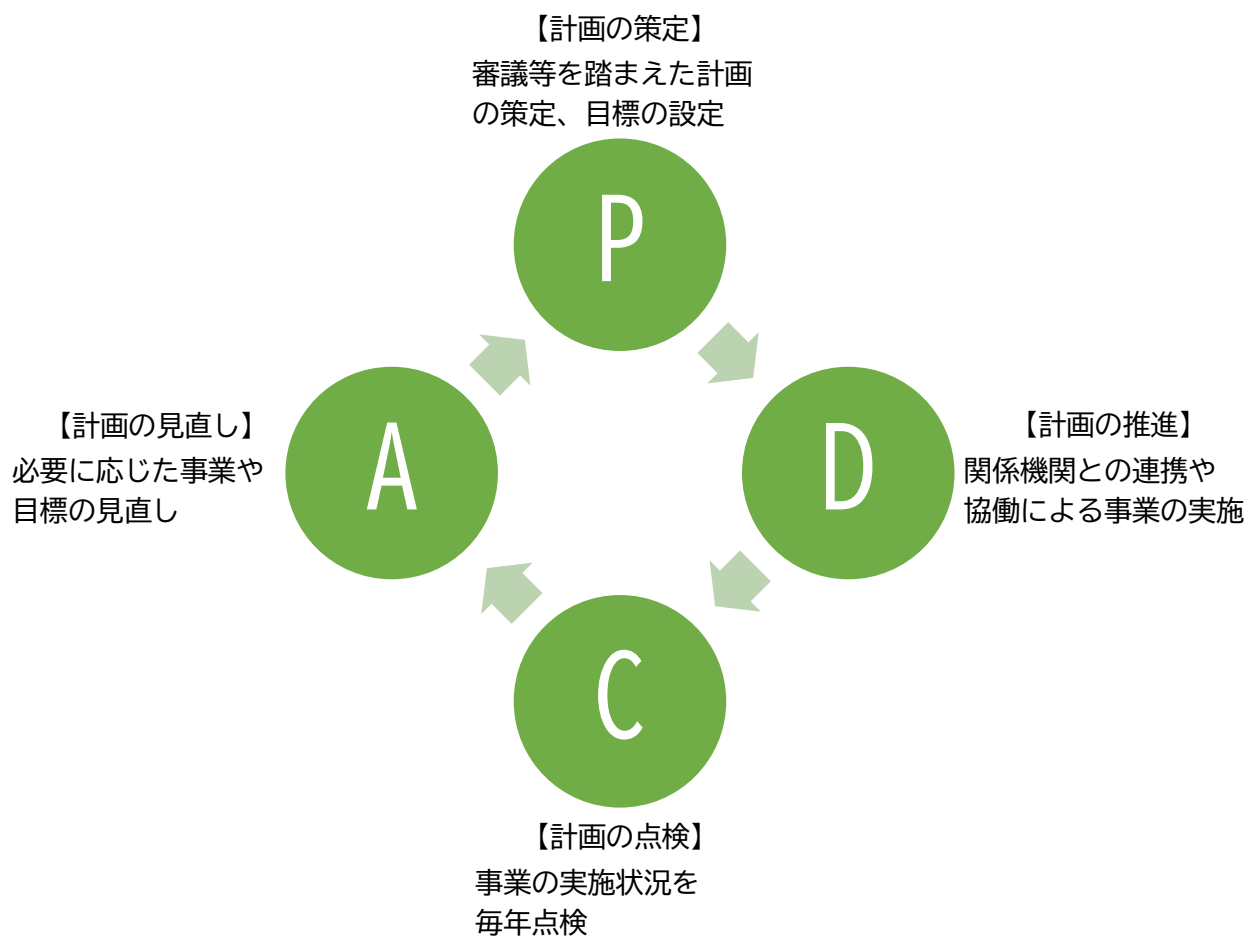
III 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減による子育てしやすい社会の実現
- 2 地域子育て支援、家庭教育支援による子育て当事者への切れ目のない支援の実現
- 3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大による子育てを地域社会全体で支援する社会づくりひとり親家庭への支援
- 4 ひとり親家庭への支援による当事者支援と、こども・若者の最善の利益を確保

第5章 計画の推進体制・進行管理

1 計画の進捗管理

本計画は「佐久市保健福祉審議会児童福祉部会（佐久市子ども・子育て支援専門委員会）」においてPDCAサイクルに基づき進捗管理・評価を行うとともに、本計画の主体となるこども・若者の声を聴きながら、必要に応じて計画や施策の見直しを行います。



2 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

(2) 計画内容の周知徹底

(3) 地域社会全体の協働による推進

(4) 国・県などとの連携

1 佐久市保健福祉審議会委員

2 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会委員

3 子育て支援都市宣言

4 佐久市こどもの権利条例

5 佐久市子ども環境形成ガイドライン

6 佐久市こども計画策定の経過

(1) 佐久市保健福祉審議会

(2) 佐久市保健福祉審議会児童福祉部会並びに佐久市子ども・子育て専門委員会

(3) 佐久市議会

(4) 庁内会議

(5) 調査・パブリックコメント

7 諮問・答申

(1) 諮問

(2) 答申